

電子入札における事後審査型一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島県建設工事一般競争入札実施要領（平成8年6月27日。以下「実施要領」という。）第24条の規定に基づき、鹿児島県契約規則（昭和50年鹿児島県規則第23号。以下「契約規則」という。）第2条に規定する電子入札における事後審査型一般競争入札（以下「事後審査型電子入札案件」という。）の取扱いについて、法令、条例、規則、鹿児島県電子入札運用規約（平成19年8月29日。以下「規約」という。）その他に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入札執行日)

第2条 実施要領第6条及び第7条の入札執行日は、入札書受付開始日時と読み替えるものとする。

(入札参加申込書)

第3条 事後審査型電子入札案件における実施要領第15条第1項の入札参加申込書等の提出は、契約規則第2条に規定する電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）により行うものとする。この場合においては、電子入札システムの入札参加資格確認申請の添付資料の機能を利用するものとする。

2 事後審査型電子入札案件における入札参加申込書等の提出期限は、実施要領第15条第5項の規定にかかわらず、原則として入札書受付開始日時までとする。ただし、入札書受付開始日時が、入札期間の初日における電子入札システムの運用開始時刻からであるときは、その日の前日以前において電子入札システムを運用する日の電子入札システムの運用終了時刻までとする。

3 契約担当者は、電子入札システムにより入札参加申込書等が提出されたときは、実施要領第15条第6項の規定にかかわらず、入札参加申込書等を受け付けた旨を電子入札システムにより通知するものとする。この場合においては、電子入札システムの競争参加資格確認通知の機能を利用するものとする。

4 規約第13条の紙入札参加承認を受けた者（以下「紙入札参加者」という。）が、入札参加申込書等を書面により提出したときは、実施要領第15条第6項本文の規定を適用する。

(入札の執行)

第4条 実施要領第16条第1項の規定は、事後審査型電子入札案件については適用しない。ただし、紙入札参加者については、この限りでない。

(入札の無効)

第5条 事後審査型電子入札案件については、実施要領第17条に規定するもののほか、紙入札参加者が電子入札による入札書を提出したときは、紙入札による入札書及び電子入札による入札書の双方を無効とする旨を公告において明らかにするものとする。

(落札候補者の決定)

第6条 契約担当者は、事後審査型電子入札案件において実施要領第18条第1項の規定により

落札者の決定を保留し、落札候補者を決定したときは、その旨を当該落札候補者及びその他の入札参加者に電子入札システムにより通知するものとする。この場合においては、電子入札システムの保留通知の機能を利用するものとし、落札候補者に対しては、所定の期限までに実施要領第8条第1項の申請書及び資料の書面による提出を求める旨を併せて通知するものとする。

- 2 事後審査型電子入札案件における実施要領第18条第1項後段の落札候補者を決定するためのくじは、規約第9条第4項の電子くじにおいて使用するくじ番号を用いて行うものとする。

(入札参加資格の事後確認)

第7条 契約担当者は、事後審査型電子入札案件について落札候補者の入札参加資格の確認を行った場合において、当該落札候補者に入札参加資格があると認めるときは、実施要領第19条第2項の規定にかかわらず、入札参加資格の確認結果の通知を省略することができるものとする。

- 2 事後審査型電子入札案件について落札候補者の入札参加資格の確認を行った場合において、落札候補者に入札参加資格がないと認めたとときの取扱いは、実施要領第19条に定めるところによる。

(落札者の決定)

第8条 事後審査型電子入札案件における実施要領第20条第2項の落札者を決定した旨の通知は、同項及び同条第3項の規定にかかわらず、電子入札システムにより行うものとする。

(新たな落札候補者の入札参加資格の確認)

第9条 事後審査型電子入札案件における実施要領第21条第1項の新たな落札候補者を決定した旨及び新たな落札候補者に同要領第8条第1項の申請書及び資料の提出を求める旨の通知は、同要領第21条第1項及び同条第4項の規定にかかわらず、電子入札システムにより行うものとする。この場合においては、電子入札システムの保留通知の機能を利用するものとする。

附 則

この要領は、平成20年1月1日から施行し、同日以後に入札の公告を行う工事から適用する。